

令和8年度さいたま市外郭団体財務診断業務仕様書

1 件 名 令和8年度さいたま市外郭団体財務診断業務

2 契約期間 契約を締結した日から令和8年8月28日（金）まで

3 履行場所 さいたま市浦和区常盤6-4-4 外

4 目 的

本業務は、市の施策目的を実現するために「市を補完する団体」として設立された外郭団体が、今後も健全な団体運営を堅持し、持続していくことができるよう、財務上の問題を把握するとともに、経営改善に係る専門家の知見を得ることを目的として、団体の財務内容等を診断するものである。

5 診断対象

15 団体

- ・公益財団法人さいたま市スポーツ協会
- ・一般社団法人さいたまスポーツコミッション
- ・公益財団法人さいたま市文化振興事業団
- ・一般財団法人さいたま市浦和地域医療センター
- ・社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会
- ・社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団
- ・公益社団法人さいたま市シルバー人材センター
- ・公益財団法人さいたま市産業創造財団
- ・公益社団法人さいたま観光国際協会
- ・公益財団法人さいたま市公園緑地協会
- ・一般財団法人さいたま市都市整備公社
- ・与野都市開発株式会社
- ・北浦和ターミナルビル株式会社
- ・岩槻都市振興株式会社
- ・一般財団法人さいたま市土地区画整理協会

6 業務内容

受託者は、外郭団体の財務診断として次の業務を行うものとし、診断に当たっては、企業等に対し経営指導等を行っている公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家が行うものとする。

なお、市の外郭団体という特性を考慮に入れたうえで、診断を行うこと。

(1) 団体の健全性分析

①財務資料等による分析

分析は、「安定性」、「効率性」、「収益性」、の3つの視点から行うこと。

委託者が提供する資料は、直近3年間の財務に関する書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）とするが、その他評価に必要な書類がある場合は、委託者と協議すること。

②総合評価

外郭団体においては、健全運営を堅持し、持続することが重要であることから、総合評価に当たっては、経営の安定性を最も重視するとともに、概ね以下の基準に基づき、三段階で評価を行うものとする。

また、総合評価に際しては、分析により把握した健全運営上の課題について、中長期的な視点から財務や事業の改善に資する助言を行うものとする。

【総合評価の基準】

評価区分	基準
A	財務状況が良好であり、健全な経営であると認められる
B	一部財務状況に悪化が生じているものの、今後も経営は概ね可能であると認められる
C	財務状況に著しい悪化が生じており、経営が困難となる恐れがあると認められる

(2) 報告書の作成・納品

- ・受託者は、診断結果について報告書を2部作成し、委託者に納品するものとする。
また、当該報告書の電子データをPDF形式にて作成し、委託者に納品するものとする。
- ・報告書のうち、分析及び総合評価の結果については、その判断基準及び判断理由を記載するものとする。
- ・報告書には、上記(1)を行った専門家の署名及び捺印を行うものとする。

7 その他

受託者は、本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「本仕様書」、「さいたま市契約規則」「さいたま市業務委託契約基準約款」及び別記「情報セキュリティ特記事項」の規定と次の事項を遵守することとする。

- (1) 契約締結後に必要な協議事項が発生した場合については、受託者はその契約金額等に影響を与えない範囲で、調整及び変更に応じるものとする。

- (2) (1)に関する協議結果に基づく措置に要する費用については、委託者が認めたものを除き、全て受託者の負担とする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、委託者と事前に協議し、その指示に従うこと。
- (4) 受託者において、本仕様書で定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、委託者は再診断の実施又は業務の中止を受託者に命じることができる。
- (5) 受託者は、業務遂行中に不測の事故等が発生した場合には、直ちに委託者へ連絡するとともに、適切に対処しなければならない。
- (6) 成果物及び付属品に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉及び処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含む。
- (7) 成果物及び付属品に関する著作権その他の権利はすべて委託者に帰属するものとする。
- (8) 受託者は、当該業務遂行に際して知りえた情報等については、いかなる理由をもっても委託業務期間中及び委託業務終了後において、第三者に漏らしてはならない。